



## Auktorisoidun kääntäjän tutkinto 14.11.2020

Kielet ja käännösuunta

*japanista suomeen*

Aihepiiri (aukt2)

*laki ja hallinto*

Käännöstehtävä

*seuraavalla sivulla*

1. Käännettävä teksti

Oikeuden päätös

Lähde: [http://genderlaw.jp/hanr/oyako/oyako1\\_1.html](http://genderlaw.jp/hanr/oyako/oyako1_1.html) (tapaus 1 – 2 0 1 8 . 3 . 9)

2. Käännöksen käyttötarkoitus

*Viranomaisen käyttöön*

Laadi käännös Suomen kääntäjien ja tulkkien liiton auktorisoidun kääntäjän ohjeiden mukaisesti. Nimeä käännös ja kirjoita vahvistuslauseke.

*Huom! Älä kuitenkaan kirjoita käännökseen omaa nimeäsi, sillä käännös arvioidaan anonyymisti.*

Käännettävän tekstin pituus on 884 japanilaista merkkiä, joka vastaa 2042 translitteroitua merkkiä.

[大阪高裁 2018(平成 30)年 3 月 9 日決定]

[事案の概要]

(---)

2017 年、父母は子の親権者を父と定めて協議離婚したが、引き続き母が子の監護をした。同年、母は、ゴールデンウィーク明けまでには帰すとの約束のもと、子を父に引き渡した。しかし、父は子を母に戻さなかった。同年、母は監護者指定と子の引渡しを求めて審判を申し立てた。同年、父は再婚し、再婚相手と、子と、再婚相手の連れ子と 4 人で生活している(いずれも養子縁組はしていない)。専業主婦である再婚相手が子を監護している。子と再婚相手との関係は良好である。家裁での親子交流場面観察では、子は父母の双方とも親和している。

原審の大阪家裁 2017(平成 29)年 10 月 31 日審判は、母が主張するような親権と監護権を分属させる合意は認められないとしながらも、本件の事情では、子を母が監護する方が父に比べて子の福祉に適うことが明らかと認められる場合には、監護者を母と指定する必要があるとした上で、本件ではそのような評価は難しいとして、申立てを却下した。

[決定の概要]

父母が協議離婚をするとき、その協議で一方を親権者と定めた場合でも、その時点で子の監護者に関する協議が調わない状況にあった場合には、家庭裁判所において、子の監護者を定めることができる(民法 766 条、819 条)。

本件では、協議離婚の際、親権者を父とする合意をしたが、監護者については協議中であった。そこで、家庭裁判所は、子の監護者を指定することができる。

本件では、①従前の主たる監護者は一貫して母であり、その監護状況に問題はなかった、②子の占有移転の経緯が、父は子を引き取り監護する意図を秘して、ゴールデンウィーク明けには返還するとの虚偽の説明により敢行されたもので、その態様は著しく不相当であり、そのため子が一方的に従前の監護者のもとから約 10 か月間引き離されたことは子の福祉の観点から問題が大きい。③双方の監護環境それ自体はいずれも問題がないが、子が学齢期を迎えたばかりであること(6 歳)からすると、この時点で主たる監護者母の監護を再開することが、子の福祉に適う。

以上より、母の抗告を容れ、原審判を取り消し、子の監護者を母に指定した上、父に子を母に引き渡すよう命じた。